

○ 入札参加資格等について

1 名簿の登録等

- (1) 京都市上下水道局の令和7年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されていること。
- (2) 公告の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

2 市内要件、企業規模

京都市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法第2条に該当するもの）であること。

3 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者で、資本関係、人的関係及びこれらと同視できる関係に該当する場合（詳細は下記※参照）は、そのうちの一者しか参加できない。

4 入札参加資格

(1) 履行実績

平成27年度以降に、元請負として、国内の官公庁でのパソコンの賃貸借及び保守サービスの履行実績（開札日において履行中のものを含む。）を有すること。

(2) その他の参加資格

開札日時点において、プライバシーマーク制度（JIPDEC）付与認定、ISO/IEC27001認証（国際標準）またはJIS Q27001認証（日本工業規格）のいずれかを取得していること。

5 提出書類

(1) 入札時に提出する書類

特になし。

(2) 開札後、落札候補者となったときに提出する書類

ア 履行実績を証明する書類（契約書の写し、仕様書等）

イ 4(1)及び入札に関する文書において求められている条件を満たす履行実績を証明する書類として、契約書の写し、その契約の内容が分かる仕様書等を提出すること。なお、当局が発注した案件については、契約書（契約書を作成していない場合は決定通知書等）の表紙のみの写しでも可とする。

イ 4(2)を証する書類

6 その他

- (1) 本件は、京都市長期継続契約に関する条例の適用を受けるものであり、本市は、翌年度以降において当該賃借料に係る歳出予算の減額又は削除があった場合はこの契約を解除することができるものとする。また、本市がこの契約を解除した場合において、契約者は、本市が翌年度以降に支払いを予定していた賃借料を請求することはできない。

(2) 仕様書等に対して質問しようとする者は、別紙「仕様書等に関する質問について」(様式指定。エクセル(Office2016で扱えること。)のまま添付すること。)を電子メールにより、メールアドレス s.yodo@suido.city.kyoto.lg.jpへ、下記の提出期限までに提出すること。

なお、メール送信後、必ず電話で契約会計課(075-672-7726)に到達確認をすること。

電子メールを使用できない場合は、持参又はFAXでの質問を受け付けるので、別紙「仕様書等に関する質問について」(様式指定)を契約会計課へ提出すること。

ア 提出期限

令和7年9月18日(木)午後5時まで(持参する場合は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。)

イ 回答の公表期限

令和7年9月24日(水)まで

ウ 回答方法

回答書をウェブページにおいて閲覧できるようにする。

エ 注意事項

以下のいずれかに該当する場合は、回答すべき質問として取り扱わないこととする。

- (ア) 質問の締切を過ぎてから契約会計課に到達したもの
- (イ) 指定した様式を用いていないもの
- (ウ) 質問内容が具体的でないものその他質問内容が特定できないもの
- (エ) 質問内容が読み取れないもの
- (オ) 当該入札に直接関係のないもの
- (カ) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰返し電子メール、FAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、適正な質問として取り扱わないことが適当であるもの

※ 関係会社の参加制限について

本件入札に参加しようとする者で、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

- (イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役、会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役、会社法第2条第15号に規定する社外取締役、会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役を除く。

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- d その他業務を執行する者であって、aからcまでに掲げる者に準ずる者

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合